

別表（第3条関係）

補助対象者	補助対象事業の内容	補助対象経費	補助率及び限度額	補助回数及び期間	補助条件
商店街等組織 ※（1）市内商工業者等を構成員として設立された法人又は任意の団体 （2）本市が推進するまちづくりの趣旨に合致する法人又は任意の団体 （3）その他市長が特別に認める団体	1 地域活性化事業 (経営効率化・IT 対応等) 2 環境・リサイクル対応事業 3 少子・高齢化対応事業 4 商品開発事業（地域特産品を含む） 5 新規開発商品等の販売促進事業 6 各団体の構成員が扱っている商品や新規開発した商品等を活用した地域の活性化事業 7 人材育成事業 8 その他市長が適当と認めるもの	1 謝金 2 講師等旅費 3 消耗品費 4 印刷製本費 5 借上料 6 委託料 7 原材料費 8 その他市長が適当と認めるもの	補助対象経費の2分の1以内とし、20万円を上限とする。	原則1件につき1回とする。	市、国、県等の他の補助制度による補助金等（以下「他の補助金等」という。）を受けて実施する事業及び前年度までに本補助金又は他の補助金等を受けて実施した事業と同種同内容のものと認められる事業は対象しない。